

## 「歓迎おもてなし助成金」交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「歓迎おもてなし助成金（以下、「本助成金」という）」の交付に関して必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 本助成金は、米沢市内でコンベンション等を開催する主催者に対して、開催経費の一部を助成し、延いては、コンベンションおよびエクスカージョン等の誘致ならびに誘客の促進に寄与することで米沢市の活性化を図り、経済波及効果をもたらすことを目的とする。

### （対象となるコンベンション等）

第3条 本事業での助成対象となり得るコンベンション等（以下、「対象コンベンション」という）とは、次に掲げる各号の何れかに該当するもので、原則として米沢市内において開催されるものをいう。

(1) 学術、文化等の会議および大会等

（音楽祭、コンサート、演劇等の興行、スポーツ競技大会、学校等の同窓会、展示会、見本市、商談会、その他これらに類するものは除く）

(2) その他、一般社団法人米沢観光コンベンション協会が助成対象として妥当と認めたもの

2 ただし、第4条第1項に規定する各事業の助成に際しては、開催規模等に関する個々の条件を別途第7条で付す。

3 なお、第4条第1項(3)に規定するエクスカージョン助成事業に限っては、隣県を含む米沢市外でのコンベンション等開催も助成の対象になり得るものとする。

### （事業）

第4条 第2条の目的を達成するために次に定める各号の事業（以下、「本事業」という）を行う。

(1) 伝統芸能・アトラクション助成事業

対象コンベンションの主催者が、当該コンベンションの会議および交流会等の場において、米沢市内の団体等による伝統芸能・アトラクションの演出等を実施するための助成金交付

(2) シャトルバス助成事業

対象コンベンションの主催者が、当該コンベンション開催期間中に参加者の輸送手段としてシャトルバスを借り上げるための助成金交付

(3) エクスカージョン助成事業

対象コンベンションの主催者が、当該コンベンションの一環として米沢市内の有料観光施設を観光または視察等で利用するエクスカージョンを実施する場合、参加者の輸送手段でバスを借り上げるための助成金交付

2 本条第1項の各号事業に関する交付基準（条件）および助成額等は、第7条に規定する。

### （実施者）

第5条 本事業は、一般社団法人米沢観光コンベンション協会（以下、「当協会」という）が行う「米沢コンベンションビューロー事業（コンベンション誘致・開催支援事業）」の一環として実施する。

### （対象となる者）

第6条 本事業の助成対象となり得る者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

(1) 第3条第1項に規定する対象コンベンションの主催者、または第3条第3項に該当するものであること

(2) 公序良俗に反しないものであること

(3) 社会に悪影響を及ぼす恐れのないものであること

(4) 宗教活動または政治活動を目的としないものであること

(5)他の団体等から同様の助成等を受けていないものであること

- 2 なお、第4条第1項(3)に規定するエクスカージョン助成事業に限り、他の団体等から受ける同様の助成金額が対象費用(バス借上料)を下回り、且つ本助成金の交付申請額との合計額が対象費用(バス借上料)以内である場合には、本条第1項(5)の適用を除外する。
- 3 本条第1項の各号を満たす者であっても、当協会が不適当と判断した場合には対象の除外とする。

(交付基準および助成額)

第7条 第4条第1項に規定する各号事業について、交付基準(条件)および助成額は次によるものとする。

(1)伝統芸能・アトラクション助成事業

①開催規模

コンベンション等の規模は「国際規模(日本を含む2か国以上から50人以上の参加)」または「国内規模(山形県以外から100人以上の参加)」の何れかであること。

②助成条件

別表1に掲げる「米沢市内で活動する伝統芸能・アトラクション団体」による演出および披露等であること。

③助成額(上限)

助成額は出演料の2分の1以内とし、30,000円を上限とする。

(2)シャトルバス助成事業

①開催規模

コンベンション等の規模は「国際規模(日本を含む2か国以上から50人以上の参加)」または「国内規模(山形県以外から100人以上の参加)」の何れかであること。

②助成条件

別表2に掲げる「米沢市内に営業拠点(本社または営業所等)を置く貸しバス事業者」より借り上げるシャトルバス(マイクロバス以上の車両)であること。

③助成額(上限)

助成額はシャトルバス借上料の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

(3)エクスカージョン助成事業

①開催規模

コンベンション等の規模は「東北規模(山形県を含む東北3県以上から50人以上の参加)」以上であり、且つ「エクスカージョンによる米沢市への来訪者が20人以上」であること。

②助成条件

別表3に掲げる「米沢市内の有料観光施設」をエクスカージョンで利用し、且つ、バス(マイクロバス以上の車両)の借り上げを行うこと。

③助成額(上限)

助成額はバス借上料の2分の1以内とし、別表2に掲げる「米沢市内に営業拠点(本社または営業所等)を置く貸しバス事業者」より借り上げる場合は50,000円を上限、それ以外の貸しバス事業者による場合は30,000円を上限とする。

- 2 本条第1項(2)および(3)の重複申請は可能とし、その場合の上限は合計で50,000円とする。
- 3 本事業による助成金の交付総額は、当協会が本助成金のために計上した予算の範囲内で実施するものとし、交付決定は第8条に規定する交付申請に基づき当協会が受理した順に審査を行う。

(交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする対象コンベンションの主催者は、そのコンベンション等の開催日45日前までに、次の各号に掲げる書類を当協会長宛に提出し、交付申請をしなければならない。

(1)コンベンション開催支援申請書

[指定様式]

(2)利用しようとする団体および事業者等が発行する見積書

[任意様式]

(3)開催するコンベンション等の要項または事業計画書等

[任意様式]

(4)その他、当協会が必要とする書類

(実績報告・請求)

第9条 本助成金の交付決定を受けた対象コンベンションの主催者は、そのコンベンションが終了した後、次の各号に掲げる書類を速やかに当協会長宛に提出し、実績報告ならびに助成金請求を行うものとする。

- (1) コンベンション開催実績報告書兼請求書 [指定様式]
- (2) 利用した団体および事業者等より受ける証明書(領収証等) [任意様式]
- (3) その他、当協会が必要とする書類

(交付)

第10条 当協会では、第9条に基づいて提出された書類を受理した後、その審査を行い内容や使途が適正であると認めた場合は交付する助成金額を確定し、対象コンベンションの主催者に交付するものとする。

(交付取消等)

第11条 当協会では、第9条に基づいて提出された書類に、次の各号に掲げる不適格事案が認められると判断した場合には助成金の交付決定を取り消すことがあり、助成金交付後においては返還請求を行うことがある。また、不適格事案が故意または重大な過失等によるものと判断した場合には、当該申請者による同様の助成金申請等は将来的に拒否することもあり得る。

- (1) 明らかな誤り、重大な誤認
- (2) 虚偽、隠蔽、改竄
- (3) その他、事実と相違する内容

附 則 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

**【別表 1】 米沢市内で活動する伝統芸能・アトラクション団体**

No.	団体名（一部掲載）	備考
1	上杉太鼓（民謡一家）	太鼓、三味線、踊り、唄
2	やまがた愛の武将隊	演武、武将パフォーマンス
3	米澤すずめ衆「毘龍」	すずめ踊り
4	米沢商工会議所青年部「青鷹組」	和太鼓の演奏
5	山形大学花笠サークル四面楚歌	花笠踊りの披露
6	その他	※その他は事前にご相談ください。

**【別表 2】 米沢市内に営業拠点（本社または営業所等）を置く貸しバス事業者**

No.	事業者名	備考
1	有限会社毘龍レンタカー	0238-24-3618
2	有限会社サイトシーイング蔵王	0238-24-6040
3	有限会社三愛サービス	0238-33-0839
4	山交バス株式会社米沢営業所	0238-22-3392
5	有限会社ジェイ・ツアーズ	0238-36-1080
6	有限会社ヨネザワバス観光	0238-21-2167

**【別表 3】 米沢市内の有料観光施設**

No.	施設名	備考
1	米沢市上杉博物館	
2	上杉神社稽照殿	
3	上杉家廟所	
4	宮坂考古館	
5	酒造資料館東光の酒蔵	
6	春日山林泉寺	
7	天元台高原	
8	甲子大黒天	写経体験・腕念珠作り体験
9	笹野民芸館	笹野一刀彫絵付け
10	染織工房わくわく館	織物体験
11	刺し子工房 創匠庵	刺し子体験
12	その他	※その他は事前にご相談ください。